付録:国内事業者ヒアリング結果

本調査の対象であるアジア 14 ヵ国における化学物質管理について、国内の事業者にヒアリングを実施した。国内事業者には、化学品を製造する川上事業者から部品等を製造する川中事業者、一般組立製品を製造する川下事業者が含まれる。ヒアリング先事業者(計 13 事業者)の内訳は以下のとおりである。

川上事業者:A、B、C、D、E、F

川中事業者:G、H、I、J

川下事業者:K、L、M

ヒアリングを行った際に、最も多くの意見が寄せられた国は「中国」である。中国の危険化学品管理に関しては、登記の際、中国国内の指定鑑定機関によるデータの提出を要求されており、GLP(Good Laboratory Practice)認定機関や日本国内の鑑定データが使用できないため、対応に時間も費用も要するという。また、2015年に発生した天津の危険品倉庫の大規模爆発事故以来、港での通関検査が厳重化したことや危険化学品取扱倉庫の不足など、事業者のビジネスに影響を及ぼす問題も挙げられた。その他、中国のGHSの基準設定の根拠やRoHS法の運用、VOC(揮発性有機化合物)規制、法体系の明確化等についても言及があった。

韓国では、化評法(K-REACH)の改正の動きに注目が集まっており、数量に関する年度報告義務が廃止される替わりに、改正案ではEUのREACH型に近づくという内容のため、登録要求にどのように対処すべきか事業者を悩ませているという。ただし、改正の動きが頻繁であり、方向性も明確ではないため、今後の動きによって対応を考えるという様子見をする事業者もうかがえた。

既存化学物質の届出(リスト 5.6)で関心を集めたタイでは、インベントリに登録した際の CBI の登録や取扱いに対する懸念の声が多く上がっている。また、100%成分情報の開示要件は事業者にとって、ノウハウそのものを出することになるため、CBI の有無に関わらず、止めて欲しいという意見が出た。このような 100%成分情報開示の動きは、他の国でも見受けられるようで、例えば、台湾では任意の制度として、100%成分開示の取り組みがある。ベトナムでも、新規化学物質の届出に関してタイを参考にするような動きが出る可能性があるという。ベトナムやマレーシアでは現在、既存化学物質インベントリを作成中であり、その動向に関心を示しているという回答も多かった。インドでは、化学物質管理の法規制が他のアジア諸国に比べ遅いため、具体的な化学物質規制に関する意見ではなく、行政の体制や法令の執行状況などの運用面に関する意見がほとんどであった。

なお、インドネシア、シンガポール、ミャンマー、カンボジア、ラオスおよび豪州における化学物質管理に関して、事業者が抱える問題等は特に見受けられなかった。ミャンマー、カンボジアおよびラオスは、化学物質に関する法規制が未成熟な部分もあり、今後の経済市場として見据えてはいるが、現状特記すべき事項は挙がらなかった。

アジア諸国に関する全般的な意見としては、法規制の施行体制を統一性のあるより強固なものにすることや法令の解釈の明確化など、法そのものに対する意見が多く、その他の意見としては、申請や届出、SDS、法令文書等の使用言語を英語で統一することなど、実務面における言語の障壁も事業者にとって負担になる要素の一つであるようだ。

最後に、日本政府への要望としては、日本政府が率先して、日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD)などを足掛かりに、アジア諸国域内で規制対象や GHS 分類の統一を図ったり、OECD や IEC などの国際機関のガイドラインなどを共通の基準として採用するよう指導したりと、アジア諸国内の規制・基準の統一を求める一方で、そのような動きの中でも、日本の法規制との整合性も考慮してほしいという意見があった。その他、日本国内における海外の化学物質法規制情報の発信の充実化や様々な日系事業者からの意見を募り、二国間の政策対話に臨んでほしいなどの要望も挙げられた。

国内事業者によるヒアリング結果を国ごとにまとめ、以下に示す。

1. 中国

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
危険化		中国は GLP 原則に加盟していないので、どうやって鑑定	A	G	K
学品管		機関が認証されているのかは分からない。	В	Н	M
理		• 海外鑑定機関の結果や自社データも認めてもらいたい。			
		• 指定鑑定機関のリスト (十数ヵ所) が先日公開されたが、 そのなかでもレベルの差があるのではないか?			
	登記· 鑑定	• 要求事項が高い。物理化学危険性を鑑定しなければならない。			
		• 物理化学危険性試験が強制認証の一環で求められているが大変な負担である。中国の国内試験機関の認定を受けなくても、信頼できる国際的規格などに基づいた自主的な管理方式を認めてほしい。			
		• 危険化学品の登記は「物質」ではなく、「製品」として実施しなければならない。			
		危険化学品の「保管」については、2015 年の天津の事故	D	G	
	保管	以来厳しくなっている。物理化学的危険性だけでなく、 GHS 分類で危険化学品に分類されるカテゴリーもある。 例えば、爆発性はないが、人体に影響を与える可能性があ		Н	

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
		るものも危険化学品に分類される。このため、危険化学品と判定された場合に、倉庫業者から敬遠される例もある。 そのような要求事項を満たした倉庫が少ないのが問題。 ・ 危険化学品の倉庫のライセンスは、現在中華系企業しか取			
		得できない。しかし、危険化学品の倉庫の法規制は厳しく、 要件を満たした倉庫が少ない。中国当局も順守できていな い倉庫をどんどん摘発している。化学品メーカーは倉庫の スペース確保に四苦八苦しており、ビジネスにも影響を与 えかねない。			
		• 危険化学品の倉庫も、許可証が必要ですし、輸送にも許可 証が必要で、コストが上ってしますので、ビジネスとして は難しい。そもそも、要件を満たす倉庫の絶対数が少ない。			
		法令はすでにあるが、実態としていまは動いていない。「どこまで対応するべきか?」が不明。	A	Н	L
		• 生産については登記されているが、輸入についてはあまり 運用されていないのが実態。			
		• まだあまり運用されていない印象。当局の人的キャパシティ(人数や能力)が問題ではないか?			
	運用	• 中国の場合、危険化学品安全管理条例がようやく公布されたので、それまでその下位法が複数の異なる省庁からたくさん公布されていてどのように対処したら良いか混乱を招いていたが、所轄省庁の責任分担などが多少明確化された。しかし、依然として、関連法規が複数の省庁の縦割りで管理されているので対応を難しくしている。			
		輸入企業を取り締まっているが、24 時間の緊急電話をつけるとか、事前登記の義務とか、それは輸出側と生産側で対処しなければならない問題だと思う。輸入側ではラベルを貼れないため、輸出側で対処すべき。そうなると、REACHのような代理人制度を設けるべきだと思う。中国の高官が日本に来てセミナーするときも、大体そういう声を皆さん上げている。			
	法 (定 義・解 釈等)	• 危険化学品の定義が分かりづらく、大雑把に規定されている。爆発性も引火性もごっちゃになっている。日本では消防法で引火性の物質などが詳しく説明されているが、中国ではそうではない。		J	
新規化学	 品管理	• 自社で取った IR スペクトルも認めてほしい。このような制度は諸外国と異なり、不合理と感じる。	A	H I	K
		中国での鑑定を求められる点が問題。相互認証などが進められていない。			
		中国国内の鑑定機関だけでなく、日本など海外の鑑定機関 による試験データも認めてほしい。特に、新規化学物質登 録管理弁法の関連では、試験を認定された中国国内の鑑定			

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
	機関は少なく、申請する企業で混雑している状況。それで も、日本や海外の機関を使えないので仕方なく中国の鑑定 機関に依頼しており、時間をようしても待っている。			
	• 新規物質の有害性の審査をお願いした際に、審査機関のスケジュールがギリギリだったために、結果的に再審査が必要になったことが何度かある。他国で利用したデータを中国でも使用できるよう、改善してほしい。			
	• 分析試験や生体実験の試験データを中国固有種に限定しているところは緩和してほしい。韓国・台湾に出す時に、そのデータが使用できないので、データを取り直すと時間も費用も掛かってしまう。			
	• 新規のサンプルの手続きに大変時間がかかってしまう。			
GHS	• GHS 関連の標準が数的に多すぎる、また強制や推奨など にも注意しなければならない。		G H	L
	• SDS 作成の費用負担は大きいが、現地のコンサルタント に依頼し、しっかりしたものを作成させている。		I	
	• NITE の基準と日本の基準、CLP の基準があるが、2016 年、中国でも独自の分類情報表という形で公表されている が、その分類が CLP とも NITE とも違う。根拠データも 正直よくわからないため、何を以って中国は策定したのだ ろうか。			
	• 中国独自の生態毒性試験をやらなければいけないという点。加えて、中国は試験要求が多い。そしてそれに基づく結果が厳しい。特に実際の GHS の区分が、我々が提案している区分より厳しいものをつけてくる点。例えば、様々な毒性試験をした結果に基づいて GHS 区分を我々としてもつけるが、中国当局はさらに厳しい区分(特に、生殖細胞変異原性)を要求している。			
RoHS	新たな規格を引用しているが基本法とどのように関連しているのか分かりづらい。		J	K
	• こちらが対応しても相手方の中国のユーザー企業がきちんと中国 RoHS 法を理解していないため展開が難しい。この点でも中国政府がユーザーにもっと啓蒙してほしい。			
	 中国 RoHS は実際にどこまで政府によって運用されているのか分かりづらい。運用しないなら「しない」と明言してほしい。 			
	・ 中国 RoHS について、施行直前まで強制的な規制にならないよう要望を出した。2016 年に改正版が公布されたが、公布までの過程がブラックボックスであり、最後の最後でひっくり返ることもある。また中国 RoHS-FAQ においては、「大型機械を除外する」という規定が途中段階ではあったが、最終的には無くなってしまった。しかし、(欧州とは異なるため)それでは困るため、METI の情報通信課と一緒に中国を訪問して、意見を伝えた。また、文書を公			

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
		布した後にも修正などが入ることも多く、その点について は困っている。			
全般		・ 法令が数的に多く、法令の全体像が複雑である。地方でも 独自の条例があり、さらに複雑化している。各省が化学物 質管理制度を構築している点も要因。	A B C	H J	L
		• 地方では国家レベルにはない個別の法規が存在し、しかも 事前にパブコメなどの通知もなく制定されてしまい、とに かく法規制定のプロセスが見えない。さらに、そうした地 方固有の法規を地方政府のウェブサイトで検索しても記 載されていないなど公開されていないので正確に把握す ることができない。そうした地方固有の法規は、紙の文書 で関係企業などに直接通知されるため、一般が把握するこ とが難しくなっている。	C		
		• 国家標準などの法規制を明確にしてほしい。その上で、各地の運用面でのバラつき、差異をなくし、統一してもらえると助かる。			
		• 多くの法規が制定され、しかも複数の省庁が類似したような法規を制定するので分かりにくい。また、規制を公布するといいながらそれらの上位法や一部の重要法規が制定されないため実際には対応しようがなく混迷した状況に置かれてしまうことが多い。			
	法体系	中国 RoHS や土壌十条などに関しては FAQ が発行された ので良かったが、その URL のリンク先が無くなったり、 関係ない内容のものに変わったりなど、信頼性に欠ける。			
		・ 中国の場合、法律上良い面もある。海外からも申請が行う ことができたり、申請自体も免除規定が明確だったりし て、法律の枠組み自体は良いと思う。しかし、二重規制や、 中国国内の指定の機関での鑑定が必要で、やり直しが必要 な点などが問題。			
		• 中国の政策は他から影響を受けないため、融通が利きにくい。地方に目を向けると、省ごとに様々な法律に落とされていて、規制の厳しさに地方差がある。			
		• 法律の立法の段階で、企業の意見が考慮されていない。パ ブコメを出した時点で決定されているようなもの。			
		• 中国は立法の段階から EU 法をかなり参考にしていると思う。EU 法が改正されると、大体中国もすぐ取り入れるという感じ。日本の化審法も整っているので、もっと中国の高官にアピールして、化審法や安衛法など寄りの法体系に変えていかないと、制度的に法体系はまだまだ矛盾があると思う。			
		工場関連法では、法規の上乗せや横出しなど地方では国家 レベルとは異なる法規が多いので困ることが多い。また、 困った点としては、従来の法規が改正されたり新たな法規 が制定されたりした場合に、従来の法規が依然効力を有す るのか、廃止されたのか明示されていないため戸惑ってし			

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
		まうことが多々ある。			
		 中国では、日本の産業界として工場に関係する法規の問題 点を指摘し改善を求めることは難しい。製品の場合、類似 した製品を有する企業が複数あるため、産業界としてまと まって言いやすいが。 	D	G H	L
		• 規制当局の対応にバラつきがあり、特に日系企業に厳しいなど不公平感がある。			
		• 法令全般に言えることは、中国国内の生産企業と輸入企業 の間で運用と取り締まりの差異がかなり大きい。			
	中国当局	工場への立入り検査は、朝に通知があり当日の午前中には立ち入るなど唐突なことが多い。化学物質関係法規はその関連する領域が広く関係する当局者の多部門(GHS、労働安全、消防など)にまたがることから対応が大変である。			
		• 法規の公布に際して、地方で説明会があるはずだが、そうした展開が不確かである。法が施行されていても企業に(特に中小企業に)周知されているのか疑問。また、FAQが十分作成されていないのではないか。実際に順守対応しやすいよう指導が十分になされていないようだ。			
		• 中小企業の化学物質管理が課題であるのに、その責任が大 手企業に向けられ、大手企業に対する規制強化や立入り検 査の実施になってきていて影響が生じている。本来は、 様々な中小のサプライヤーへの指導は規制当局が行うべ きと思われるが、規制当局による指導が十分ではないと思 う。			
		中国国内各地域の通関で求められるものがそれぞれ違い、	В	G	L
		対応に差がある。国家標準で統一的に定められている SDS が、ある地域 (例えば天津) では安管総局が作成したものでないと通らない、など。	D	I	
		• 危険化学品以外でも鑑定書を要求されることが多い。			
	規制官の対応	• 中国の環境法規は全体的に体系的になっていない。しかも、実際の規制取締りに際しては当局者の個人的見解によるところが大きく、処罰されることも多い。			
		• 天津の爆発事故後、取り締まりが強化され、港で止められる化学品が増えた。			
		• 通関の際も、厳しいところとそうでないところがある。例えば、GHS ラベルの注意喚起語で、危険性なものが付いていると輸入手続きが急に止まる。担当官の理解不足だと思う。シンセンの港でも起こった。			
	他の企業	中国側の取引相手が法令を理解していない。例えば危険化 学品登記弁法に従って登録しなければならない物質につ いて、相手がそのことを理解していないため困ることがあ る。中国政府が新たな法規制を制定してもそれが一般の中		J	L

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
	国企業に十分理解されていないため、話がかみ合わない。 これは、中国規制当局が教育や啓蒙を怠っているからでは ないかと思う。			
	・ 「中国政府へは要望」という直接的な表現をすると、「日	C	G	L
	本が中国に要求する」という形にとられてしまい、政治的	F	Н	M
	問題になる可能性がある。例えば、WSSD の 2020 年目標を達成するために、「中国と同等レベルの基準のこのよう		Ι	
	な方法、結果を用いる方法はどうか」などの言い方をする		J	
	必要があると思う。「何をどうすれば達成できるか」という言い方が必要。後は「日本政府が」という言い方よりは、 「日本の産業界が」という言い方が効果的。			
	• 法体系が曖昧であるため、明確にしてほしい。			
	• 中国国内でも地方には情報が伝わっていないし、現地企業の教育も不十分なため、日本側は最新情報に対して非常に 敏感であり、そこに温度差があるので、現地の教育をしっ かり行ってほしい。そういう中で NRCC の説明会が行わ れたので、地方でも実施してほしい。			
	• 港を管轄する現地担当官への制度の周知徹底をお願いしたい。			
中国政府へ <i>0</i>	• 検査機関やインフラが整ってないのに、法整備ばかり進め ないでほしい。			
望	・ 中国は法令が施行されてから運用方法を考えていくというスタイルなため、完全に法令や法案の運用スタイルを決めてから施行してほしい。			
	• まず自国に対して厳しく対応してほしい。中国で調達する 資材や原料などについて、実際は登録が中国でされていな い。我々は真面目に新規化学物質の場合はコストを費やし て届出を出しているのだが、話に聞くと、当局に睨まれた ら会社を畳んで逃げれば良いというような話も聞くため、 そういったところからは調達できない。査察が入って操業 停止などになれば、原料の調達ができなくなる。			
	• 地方で法規が異なるのは困るが、まずは事前に新たな法規 に関するパブコメを実施するなど法制定のプロセスを透 明化すること。			
	• 法令の公布から施行までの期間が短い。猶予期間、準備期間がほしい。			
	• まずは国家標準などの法規制を明確にしてほしい。その上で、各地の運用面での差異をなくし、統一してもらえると対応しやすい。			
	• 企業との意見交換なども含め、法令策定に務めてほしい。			
その他	• 最近、VOC 規制が各地方で強化されている。これらの規制のレベルや測定方法・基準などが体系的ではなく、地方の都市ごとにバラつきがあり異なるため、どこまで対応す		Н	L

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
	べきかさじ加減が難しい。例えば、成形機からの VOC の発生を「完全に密閉して抑制する」との規制に関して言えば、「密閉」がどの程度のレベル・基準で規定されているのかといえば具体的な基準が無いため困っている。プロセスのどの部分で測定するのかも明記されていない。それでも立入り検査は頻繁にあり、当局の検査官の個人的な見解で判断されることも多く、罰金を課されることもある。「明確な基準は何か」と当局に相談したり、問い合わせたりすれば、かえって睨まれることになりかねない。また、VOC規制など最近強化されている規制に関しては、特に日系企業への立入り検査が比較的多くなっている。 ・ 大気汚染関連だと、VOC規制について情報が掴みづらい。地域によって違うため、全体像がはっきりしない。			

2. 台湾

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
危険化学品管理	 職業安全衛生法の危険有害性化学品の周知規則で、混合物の構成成分の健康有害性に関する分類の相違によって、外部鑑定結果と異なるという話が出ている。物質名よりも健康有害性情報を伝えることが重要なので、非開示申請を不要にしてほしい。 混合物の構成成分となる物質の健康有害性および環境有害性に関する NITE 分類の分類結果をベースとした GHS分類の国際協調をお願いしたい。非開示申請が必要なので、少し大変で面倒。 		G	
既存化学物質/新規化学物質	 既存化学物質の検索が難しい。名称での検索は難しい(例えば「レート」や「ラート」などの違い)。公開されているデータベースでは「&検索」ができない。収載されているかどうかの確認が難しい。 台湾は法規制が周辺他国と異なり欧州型、REACH型であるため、気にかけている。 	A B		
GHS	 成分開示に関して厳しすぎる。製品として区分されないものであっても、例えば急性毒性のあるものを 1%以上含んでいる場合は、開示しなさいという法律になっている。製品として GHS が分類されていて、それが寄与する成分を開示しなさいという形であればまだしも。SDS などでは、何の根拠もないのに 100%開示しろというのもある。 任意の制度であるが、100%成分開示の取り組みがある。今後、この動きが義務化されるのは、タイ同様困るため、そのような動きが出ないように呼び掛けてほしい。 		I	К

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
RoHS		• 商品検査法の対象製品を増やしており、WTO-TBT 通報も 連発しているが、台湾内で関係者だけを集めて進めている ため、海外まで情報が伝わってこない。			K
PRTR		・ 台湾に工場を所有しているが、PRTR等の管理は、現地工場で管理している。担当は日本人だが、サポート役に現地のスタッフをつけている。現地人で化学物質規制のスペシャリストを本来雇うのが好ましいが、難しい。		G	
	法規制遵守状況	 今のところあまり大きな動きはないが、2017年の年末に欧州のSVHCのようなものが選択される見込みなため、動向を注視している。加えて代理人制度というものがないため、日本企業は非常に苦慮している。 何か改正などの動きがあれば適宜情報を発信している。 	B E		
全般	法 規 制 イ ン フ ラ	 CBIの取扱いが全般的に甘い。 粛々と進んでいる印象。 日本政府は台湾を国として認めていないため、政府間では交渉できない。そのため、民間対政府でのやり取りになってしまい、担当官によって解釈も違う。台湾当局のコンタクト先を明確にしてほしい。 	C E		К

3. 韓国

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
	他国よりも規制対象物質が多い。規制対象物質数を増や	A	G	K
	して、本当に管理できるのか?韓国政府および各種の機	В	Н	
	関のキャパシティは大丈夫か?現行の数量の段階的なリ スク評価は本当にうまく運用されているのか?実態がよ	C	Ι	
	く分からない。	E		
既存化学物質/新規化学物質	• 他国よりも厳しいと感じる点は「組成開示」。この点は川上事業者にとって厳しい。理由としては、教えられない情報があることや自分達が最上流ではないことが挙げられる。			
化評法 (K-REACH)	• 化学品と消費者製品の評価方法を分けてほしい。現状は 同じ法令で規制され、評価方法が一緒。最終製品に自社 の化学品がどれだけ含有されているかを計算するのは大 変			
	• 2016 年末に K-REACH、化評法の改正案が出ているが、 その対応が極めて EU の REACH 型に近くなるという内 容のため、これからの登録対応をどうしようかというと			

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
	ころで非常に頭を悩ませている。また、改正内容も多岐 にわたる。			
	・ 数量に関する年度報告義務が廃止される予定。理由は、 化管法と被るから(化管法では2年に1回の報告規定)。 その代わりに、1トン以上の既存物質を全て登録させる という案が加えられている。数としては7000物質以上。			
	• 新規物質については、下限値なしで全て登録しなければならない。今までと変更はなく、企業にとっては負担になる。			
	• 旧法で行われたポリマーの免除申請については、新法の もとで再度実施する必要あり。			
	共同登録:510物質あるが、現時点で400物質くらいしか実施されていない。リードする企業が決まっていないから。ただし、韓国国内で使われていない物質も指定されているため、全てを登録する必要はないと言われている。それでもまだ100物質くらいは決まっていない。また、登録のための試験項目について、数量が多くなるほど試験項目も増えるが、時間を要する項目もある。期限が迫っているため、その期限に間に合わないものもあるのではと感じている。			
	• ポリマーに関するデータ提出について、EU 等ではポリ マーが免除なためデータがない。意見として既に出して いるので、反映されるか気になる。			
	• 法改正の方向性を決めてから動いてほしい、他の国の参照情報をまとめて、熟考・検証不十分で出している感じを受ける。			
	 規制対象の成分については、通関時に成分表を提出しなければならない。この規制対象が他の国に比べてはるかに多い。日本も輸入時に全成分開示が求められているため、あまり大きくは言えないが。 成分開示の化学物質に関するデータを分かりやすく開示 	A	Н	
	してほしい。事業者がアクセスし易い形で情報が開示さ れていない。			
化管法	リスク管理とは言っているものの、ハザードで規制対象 を決めている点は不満に感じる。			
	• 2 年に一度の統計調査で、輸入者や製造者は、使用、保管、貯蔵、購入種の量、A種とB種を混合して何を作ったかなど、全部開示しなさいという法律で、これは企業のノウハウを全部出すような感じでもあるし、なおかつ資料保護というのを申請しないと全部公表されてしまう。2016年、自社の製造拠点が大騒ぎになったことがあり、詳細な情報の提出を要求する国は初めてだった。韓国政府はどのように考えた上でこれを運用しているのかわからない。			

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
産安法		• 産安法(雇用労働部所管)に基づく物質の登録状況が分かりづらい。インターネット上での公開や、リストの公開が実施されていない。このため、ある物質が産安法において新規なのか既存なのかが判定できない。登録物質については随時官報で公布されているが、その情報を集積したデータが公開されていないため、不安はある。	A		
生活化学製品及 び殺生物性物質 安全管理法案		 EUのBPR規則をかなり意識している。 会員企業から意見を集めたが、そこまで大きな意見は出てこなかった。含有化学物質の情報提供などの規定が含まれているため、原料メーカーよりも完成品メーカーは今後大変だと思う。 化評法のなかの危害憂慮物質に関する規定が、この新しい法案に移っている。 危害憂慮物質(製品?)として新たにトナー製品が指定された。関連する業界がロビー活動をして、基準を緩和するように要請した。いま公開されている内容は、当初出された案よりもずいぶん緩和されたということは聞いている。ただ、それでもまだまだ、という印象。 洗剤などを製造している日系企業にもヒアリングした方 	Е		
		• 洗剤などを製造している日系企業にもヒアリングした方がよい。			
全般	遵守対応	 関連情報が探しづらい。リンク先が消えている、または移動していることが多い。 2016年12月に行われた日韓の産業組織の意見交換会:ロッテやLGなどの大手はしっかり対応しているが、それ以外(中小企業も含む)はよく分からない(日本も同様だが)。 韓国語が自動翻訳でかなり理解できるものになっていており、特に対応に問題はない 	Е	1 I	
	法体系	 日本型の規制だったのが、一気に欧州型へ移行する動きを見せている。この点については予断を許さない状況。事業者の負担が一気に増える可能性があるため注視している。 化学物質管理の部署が多い。各省庁だけでなく、その外部委託先もあって複雑。 	C E		
	法の解釈	• 雇用労働部と環境部が化学物質に関して類似した規制をかけるが、定義が違ったり、目的が違ったりしていて、理解はできるが重複しているものもあり大変。	A		
	法規制イ ンフラ	• 韓国は世論の声が強い。国内で起きた加湿器の事故以来、 化学品管理に対する世論を受けて厳しくする傾向にある	Е		

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
		のではないか。化評法の改正案も慌てて作成したような 印象を受ける。いろいろな部分で矛盾が残っている。 ・ 化評法の改正案も殺生物法案も急に公表されたため、パ ブコメへの対応が難しい。関連組織などへの事前の連絡 や相談が望まれる。			
	言語	• 英語の情報を充実させてほしい。	E		

4. タイ

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
	インベントリの〆切だけ提示して、今後の動きが分からないため、全体像が把握できず、企業が計画を立てづらい。 今後のスケジュールを明確に出してほしい。	A C	G H	K L
	インベントリの検索にキーワード検索とかほしい。一字一句間違えてはいけないのは、検索が大変。	E F		
	インベントリのホームページにアクセスできないなどの 問題が見られる。			
既存化学物質/	• タイの工業会や当局を交え、国際的な化学物質管理制度などについての知見を共有。その際に、現地の会員企業にヒアリングを実施した。その結果、タイの制度が未熟であるために、インベントリに登録した際に CBI の登録ができるのか否かが分からないまま、リスト 5.6 が動いているため、あえて登録しない、と多くの会社が回答していた。			
新規化学物質	インベントリについては、各自の解釈が様々で、そういった曖昧なグレーゾーンの中で、各々の判断で進めているため、対応が大変。			
リスト 5.6	• 関係会社より、DIW の 100%成分情報開示を輸入者から 求められているため、機密情報だから出さないで済むよう な方法で行いたい。100%を超える表記を認めてほしい。 CBI のプロセスをしっかり踏めば開示されないと言うが、 CBI の担当者が1人のため、滞っているという話を耳にし た。担当者を増やすために予算を割くべき。			
	• 化学品で1トン以上、かつ有害性があるものはリスト 5.6 の届出を出すとい規制は、納得し対応している。			
	• 100%成分情報開示は、企業のノウハウ等あるため、出したくないが、代理人制度がない。CBI は一応あるが、しっかり機能しているか分からない。			
	• CBI についても、タイ当局は「企業から提供された情報を しっかり管理するので、大丈夫。情報を扱う担当者も少な く、国家公務員には機密情報の守秘義務もある」と言って			

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
		いるが、そういう問題ではない。そもそも、そういった情報(全成分)を出すこと自体がおかしい。CBIに対する考え方が違うと感じる。また、CBIを管理するシステム的な不安もある。 ・ 既存化学物質の届出(5.6 リスト)に関しても多少混乱しているが、タイ政府は一般的に信頼できると見ている。			
PRTR		• PRTR が導入されようとしているので対応しなければならないが、タイの場合は内容がオープンになっているので中国よりは対応しやすい。			L
工場系法規制		タイなどの国では工場系の規制に変化が見られるため、動 向を注視しなければならない。		J	
全般	法 規 制 遵 守 状 況	• 2016 年 12 月に国連大学で行われたセミナーでタイのリスト 5.6 についても講演があったが、当局の人は今の制度を実施していくという姿勢だが、事業者はいまだに混乱している様子だった。制度の実態を把握したうえで、支援していくことが必要である。そうすれば事業者も助かるし、タイ政府も気づいてくれるだろう。また、そういった支援を相手国にする際には、日本だけでなく欧米諸国とも協力してはどうか。日本だけで発言しても、あしらわれてしまう。いっぽうで、欧米は産業界と調整したうえで、制度の方向性を示すことができる段階にある。			K
	法規制フラ	 既存化学物質対応を終えて、これから新法の動きがあるのだろうが、先行きが非常に不透明であり、その影響が計り知れないことが問題。化学品の有害物質法という観点のみならず、輸出という見地では、輸出入管理法というものがタイでは定められており、HSコードベースでライセンスが必要になる制度がある。おそらく所管当局はDIWだと思われるが、出荷時にその2つの法律に抵触して止められるのは困る。 マレーシア含め、タイではナショナル・シングル・ウインドウ(NSW)の取り組みも進められている。 	B E		
	当局の対応	インベントリに加え、今後のスケジュール(インベントリ についてのその後の動きなど)が不明確な中、GHS の対 応時期が迫っているなど、当局の締め付けが不明確なた め、対応が難しい。			

5. ベトナム

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
		• 現在、既存化学物質インベントリの作成中だが、言語の壁という問題があり、今後、製品をどうやって既存物質リストに収載していくかというところが問題。現在は一度意見募集がなされ、締め切られているところで留まっているが、まだ募集するという非公式な情報もあり、対応に苦慮している。	B E	Н	K
	と学物質/	インベントリの整備に向けた動きが見られるため注視したい。ただし、スケジュールが不明確であり、インベントリのホームページにアクセスできないなどの問題が見られる。しかし、法令違反にならないようにするためにも、その動向を注視する必要がある。			
	L 子初頁/ Z 学物質	• インベントリの募集を開始したが、初期の意見募集ではあまり集まっていないために、状況がよく分からないという話は挙がっている。			
		• 既存化学物質インベントリを作るには、期間が短かったため、対応を考える間もなく期限を迎えてしまった。その後に関する情報も出ていなかった。			
		• 新規化学物質の届出に関して、タイのように混合物単位で何かをしたいという動きはあるか?規制物質リストを HS コードで持っているので、輸入単位で規制したいのかなという印象を受ける。その考えと化学物質届出が結びつくとタイと同じような問題に直面する可能性があるので、懸念している。			
GHS		• SDS の主体に関する 28/2010TTBCT について、SDS の幅記載の義務が明記されており、例えば 5%~10%のものが入っているときには、通常は 5~10 と自分たちで記載をするのだが、記載例が A から L まで示されており、どう解釈すればよいかわからない。様々な解説書を読み、社内で議論したがはっきりとしない。UN の GHS で統一してほしい。このようなピンポイントの変更はやめてほしい。		G	
工場系法規制		ベトナムなどの国では工場系の規制に変化が見られるため、動向を注視しなければならない。		J	
	法規制 遵守状況	• 社内の現地環境規制担当者がしっかりと対応しており、特に問題等も挙がってこない。当局とのやり取りもできている印象。	D		
全般	法体系	ベトナムの法規は階層があって分かりにくい。タイのような混合物に対する全成分開示の動きがベトナムでもあるという情報を耳にしたが、このような制度は世界的にみてもありえない。そのような動向は止めてほし		G	K

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
		い。そういった制度は良くない、ということを相手国政府 にしっかりと伝えてもらいたい。			
	法規制	日本とベトナムの関係から、化学物質の制度を構築してほしい。	A		K
	インフラ	• JICA の支援を通して、日本政府がインベントリ作成を手助けしていることを、ステークホルダーは知らなかった。 JICA の支援後もステークホルダーは対応し続けなければならないので、その後の運用等が気になる。			
	当 局 の対応	• ベトナムでは特に問題なく通関できるため、どこまで規制 が運用されているのか分からない。	F		
	言語	• 情報を英語で配信してほしい。	A		

6. インドネシア

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
GHS	• GHS に関する規格があるため、対応している。問題は上ってこなかった。		G	
ハラル法	 ハラル法の動向が気になる。今までは自主制度だったのを強制化する方向にある。パブコメのドラフトでは、認証やラベル表示などの規定に加え、一番注目したのは対象製品について。食品や飲料品だけでなく、化学品も含まれている。化学品の製造、原材料、工程など全てがハラルの対象にするという内容となっていた。欧州や米国の工業会はすでに、食品と飲料品に限定するよう、インドネシア政府に対して意見を提出した。なぜ化学品が対象に挙がっているのかは分からない。また、化粧品を含むか否かも議論になっている。JCIAとしては、対象外にするようお願いした。 インドネシアのハラル法関連では今のところ特に問題を聞こえない。しかし、ハラル関連でいえば、中東諸国で「グリセリン」に関する問い合わせはあった(インクのなかにグリセリンが含まれているため)。インドネシアにとどまらず、動物性油脂由来の製品に関する問い合わせは、ここ数年増えている。 	Е		K
工場系法規制	• インドネシアなどの国では工場系の規制に変化が見られるため、動向を注視しなければならない。		J	
全般 法規制	・ 法制度が変更されると再三に渡って告知されながら、実際	В		

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
	インフ	にはなかなか動かない。そのため様子見をしている状況。			
	ラ				

7. マレーシア

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
既存化学物質/ 新規化学物質		既存化学物質リストの作成は進んでいるか、動向が不明。		Н	
GHS		• GHS 関連規制があるため、サンプルレベルでも対応が必要になるなど、気にかけてはいる。	В		
	法規制 遵守状	• 法令遵守において、特に問題等は確認していない。		G	
全般	法 規 制 イ ン フ ラ	 法制度が変更されると再三に渡って告知されながら、実際にはなかなか動かない。そのため様子見をしている状況。 タイ含め、マレーシアではナショナル・シングル・ウインドウ(NSW)の取り組みも進められている。 	B E		
	規制官の対応	• 規制官によって回答が異なる。	D		

8. フィリピン

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
既存化学物質/新規化学物質		• フィリピンでは化審法的な登録制度がすでに運用されていることは把握している。	E		
全般	法 改 正·移行 期間	• 第6969号に関する法令の改正のサイクルが速い。例えば、商業新規のもの、5年毎だったのが3年毎に改正、単一物質だけでなく、製品単位の提出が必要など、公布後すぐの対応を迫られる。改正に対応するための準備期間をしっかりと設けてほしい。			К
	法 令 の解釈	• 港によって、化学品と製品の区別の判断基準が異なる。			K

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
	法 令 の執行	• 動きは少なく、情報もあまり出回らないが、新規化学物質の登録はやっており、税関でも止められるなど、しっかりと施行されている印象がある。次回はぜひフィリピンにもヒアリングを行ってほしい。			K
	法令違 反の取 締り	• 当局は工場などの現場監査を厳格に行っており、警察も一緒に動いているようで、犯罪履歴も照合されチェックされる。			K
	法 令 遵守	日本から直接的に関係する事項はない。法令への対応ができている。		G Н Ј	

9. シンガポール

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
	法令遵	特に問題が起きたという話は聞いていない。	E	G	
全般	守	・ 法令遵守の対応はできている。		Н	

10. ミャンマー

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
全般	市場	 川上企業の場合、化学品を輸出しているが、ミャンマーへの輸出はあまり行っていない。また、現地には関係会社もないため、化学品の製造も行っていない。 日本から直接的に関係する事項はない。 	A	G H	

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
項目	法 規 制 イン ラ	 ・ 現在のところ、ビジネス面での重要度はそれほど大きくはない。ミャンマーは製造拠点的に中核に位置するタイの隣国であり、陸上輸送という観点を考えると何らかの影響が今後出てくるとは考えている。 ・ 化学物質管理を含め、法制度という観点からはある意味で障壁はないが、今後の動向に注視している。 ・ 化学物質管理の法規制に関しては、漠然としたものはあるが、細則等は定められていないというイメージを持っている。 ・ 日本側から訪問して話を聞きに行くことで、化学物質に関する知識を得て、それが化学物質に関する法令の制定に繋 	川上 B E F	川中	川下 K
		がるのではないか。 ・ AIMEC にミャンマーの人達も参加。化学物質管理についての情報もそこで得られるが、GHS があるくらいだが、ほとんど動いていない印象。			

11. カンボジア

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
市場	• 川上企業の場合、化学品を輸出しているが、カンボジアへの輸出はあまり行っていない。また、現地には関係会社もないため、化学品の製造も行っていない。	A	G H	
全般 法 規 制 イ ン フ ラ	● 化字物質官埋の法規制に関しては、	B E F		K

12. ラオス

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
	市場	• 川上企業の場合、化学品を輸出しているが、ラオスへの輸出はあまり行っていない。また、現地には関係会社もないため、化学品の製造も行っていない。	A	G H	
全般	法 規 制 フ	 現在のところ、ビジネス面での重要度はそれほど大きくはない。ラオスは製造拠点的に中核に位置するタイの隣国であり、陸上輸送という観点を考えると何らかの影響が今後出てくるとは考えている。 化学物質管理を含め、法制度という観点からはある意味で障壁はないものの、今後の動向に注視している。 化学物質管理の法規制に関しては、漠然としたものはあるが、細則等は定められていないというイメージを持っている。 日本側から訪問して話を聞きに行くことで、化学物質に関する知識を得て、それが化学物質に関する法令の制定に繋がるのではないか。 AIMEC にラオスの人達も参加。化学物質管理についての情報もそこで得られるが、GHS があるくらいだが、ほとんど動いていない印象。 	B E F		К

13. インド

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
既存化学物質/ 新規化学物質		インドでも REACH のような制度ができるという話があったが、現在は全く進んでいないのが気になる。	В		
GHS		GHS が施行されていない点が気になる。	С	Н	
全般	法規制 遵守状況	 インドには、電池の製造工場があり、その規制は厳しいが順守対応には注意を払っている。 インドについてはあまり豊富な情報を持っていないため、個別の案件について一つ一つ対応するというのが実態。 化学品に関する法規制の情報が見つからない。探してもあるようでないし、運用されているかもわからない。 	C	Н	L
	法規制インフ	インドは、法律が制定されても、インフラが整っていないため、対応できないという問題がある。例えば、廃棄物処	В		L

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
	ラ	理業者が不足している、など。インドの場合、何かやろうとしても、縦割り過ぎて動かないという目で見ている。			
	当局の対応	法令解釈を当局に問い合わせたが応答がない。法令順守箇所の指摘は行政官の個人的見解で偏っている。	D		
	許語	 インドについて気になるのは「言語」に関する規定。ヒンディー語の場合は、対応を考える必要がある。 言語の種類が多いため、SDS 等の作成の際に、どの言語を使用していいのかわからない。 	F	G	

14. 豪州

項目		ヒアリング結果	川上	川中	川下
全般	市場	 まだビジネスになる前なのか、それともそれほど大きな頻度としてビジネスになっていないのかなど、その辺のところがまだ不明瞭な部分がある国の一つ。 カナダと連携して様々な先取りの規制をしている国という認識。ただ、豪州は農薬関係の市場が中心であり、一般化学品の規制について問題は特にない。 			
	法体系	• 現地での問題点は、東アジアの国とは異なり、カナダや米国でのそれと近い。NICANSの動向について、各種ワーキンググループで紹介した際、数社は関心があり、特に化粧品を扱っている会社であった。豪州の工業用化学品規制は、化粧品も関係してくるためと考えられる。			

• アジア諸国全般

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
法令の整備・運用	 公布と施行の通知を徹底してほしい。 化学物質管理において試験項目が少ない国のほうが上市の近道とはなるが、細かく要求事項が決められているほうが対応はしやすい。 取締りを公平にしてほしい。日本企業ばかりに実施するのはおかしい。 法案が出て、パブコメがあり、施行されても移行期間が設けられているなど、一連の流れは東南アジアなどでもきちんと設けてもらわないと困る。東南アジアは各国ばらばらな法規制なので特に困る。 日本の場合、ベースとなる法律や文書があり、それに従い行政は対応していくというスタンスが一般化しているため、日本企業もそれに慣れている側面がある。しかし中国や韓国など、海外、特にアジアの場合、大枠はあるが、その詳細までは決まっておらず、担当者に依存している場合がある。よく耳にするのが、中国の危険化学品について、場所によって対応が違うなどという問題があるが、同様に、場所や担当者によって対応が大きく変わるという点が問題。規制内容を明確化してほしい。 	A B C D		
法規制の統一	 アジア諸国における法規制の最低統一基準みたいなものがあると法令の理解・解釈に役立つ、対応がし易くなる。 基本的には国際標準に合わせるというか、日米欧を初めとする、先にこういう制度をつくって運用している国と考え方を合わせてほしいというのが基本だと思う。これは日本政府への要望でもある。 有害性が低いということに関して明らかな知見がある場合、例えばポリマーなど、そういったものへの免除規定をきっちり設けていただきたい。未だ関連制度を設けていない国も、国際整合性を考えて整備してもらいたい。 すべての化学品で同じ要求事項を求めるのは非合理的と感じる。キャパシティの問題もあるため。例えば、少量生産の場合や、ポリマーのような物質は減免措置などがあると望ましい。また、日本や諸外国では数量や懸念性の大小によって要求事項が加味されている。こういった点を伝えてはどうか。アジア諸国は積極的に取り入れてほしい(免除や段階的評価など)。 共通の枠組みを導入することが望ましい。特に GHS 制度。ビルディング・ブロックの違いがあったりして、各国のGHS の違いが分からない。 	A B C		M
法令の解釈	• 製品系化学物質規制が実際に要求しているレベルが良く 分からない。要するに、どこまで対応すれば良いのか分か	B C	G J	

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
	 らない。SDSに関して言えば、製品の対象範囲が分からないなど。 ・ 法規定の解釈を統一してほしい。運用する側がバラバラでは困る。 ・ 推奨とされるものをどこまで守ればいいのか判断しづらい。 ・ この文書に書いてある規制の明確化というのは特に東南アジアでは非常に大きな問題。例えば、ポリマーの扱いはどうするか尋ねても明快な答えはもらえない、また、CAS番号がない物質が控えのリストに載っているが、どうするのか尋ねても不明瞭など。 ・ 規制に関しての目的や目標が明確であれば会社としてもその流れに乗れるが、不明確な場合は、様々な解釈が生まれ、会社としての考え方、自主規制のようなルールを定めなければならないケースが出てくる。実際、事業を行う人間にしてみると、本来規制はないのに、なぜルールに従わなければならないのかという意見が生じる。それに対して我々は説明責任を有するため、明確な規制であるほうが、最終的には消費者安全につながる管理となるのではないか。 			
CBI の取扱い	CBI の扱いが全般的に甘い。 CBI の点でも、守ってくれる国とそうでない国があり、そもそも制度がない国というのもある。日本は基本的に届出の時点ではない国ではあるが、日本のように高機能材料を糧としている国にとっては重要な情報なため、何らかの保護措置は期待したい。	ВС		
GHS	 SDS の情報を英語で統一してほしい。 SDS について、日本の SDS 結果分類をそのまま使えたらいいが、例えば中国や韓国は、特定の分離を使うよう指示がある。またビルディング・ブロックの違いも困る。UNと JIS の分類も違うためきりがない。そういう意味ではアジアで一体となった動きをしてほしい。 	B C	Н	
意見募集	• 意見募集などの重要な情報は、省レベルでアナウンスして ほしい。			М
届出・申請	申請に関して、現地語での申請は非常に苦労する。インベントリの電子申請システムについて、システムの不具合はある程度しょうがないが、システムに入るところで現地語しかないというのではおそらく無理があり、せめて英語はなければならない。	C		М
言語	• 中国の規制文書は一部が画像となっていて自動翻訳ができないものもある。そういう点からも規制文書の英文版がほしい。特に、中国、タイ、台湾。	В С	H I	

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
	• 法令の PDF に保護がかかっており、コピーできないことがあるので、やめてほしい。	G	J	
	法令などの情報提供を英語でしてほしい。最低、現地語と 英語の併記はしてほしい。英語版で最新の法令が見られるウェブサイトを運用して ほしい。			

• 日本政府への要望

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
危険化学品	• 危険性の高い物質の情報開示は、誰が見ても危険性が明らかだという場合、積極的に情報を提供し抵抗していこうという姿勢でいるが、それと CBI のことが混ざり合うと社内で対応に苦慮する部分がある。事業部のほうでは、製品の設計部門まで戻って考えてもらわなければならない。こういった規制と技術発展のバランスについては、政府が産業保護を考えて、規制を考えていただきたい。	В		
RoHS	• RoHS に関して、日本には強制した法律がないため他国に対して意見を言う場合は一歩下がってしまうが、現状日本企業が主体になって遵守しているので、日本が主体となって進めてほしい。			K
	• アジアでの 100%成分開示の動きを止めてほしい。	A	J	K
	アジアの諸国で OECD や IEC などの国際機関のガイドラインなどが共通の基準として利用されるように指導して もらいたい。	C	I	
	• 製品系化学物質規制が実際に要求しているレベルが良く 分からない。要するに、どこまで対応すれば良いのか分か らない。SDS に関して言えば、製品の対象範囲が分から ないなど。			
アジア法規制	一番望ましいのは、日本の既存物質は(他国でも)全部既存物質とか、日本で要求されている試験項目は全部向こうでも受け入れられるという状況。			
	• まずは化学物質管理の全体像を考えて、法令公示の計画も 含めて、無理なスケジュールはやめてほしい。日本政府が 各国の制度構築に協力する場合は、そういった点に注意す るよう働きかけてほしい。スケジュールによっては製品の 出荷などに影響が出てしまうため、余裕のある移行期間、 準備期間を設定してほしい。			
	アジアでもプレゼンスを高める取組みをしてほしい。イン	C	G	M
	フラ整備など、社会資本の整備があまり進んでいない国を対象に、早い段階から介入し、支援の話を始め、相互の国の利益となることを説明するようなやり方が好ましいと思う。例えば、今後発展が見込まれるミャンマーなどについて取り組んでほしい。		Н	
インフラ整備	METIやNITEでケーススタディのセミナーを開いてはど うか。例えば、データベースについて、このデータベース を使うとこういうメリットがある、ということを実際に示 すような形での情報伝達、支援を行うようにすれば、すぐ に活用したいという対象企業側も対応しやすいのではな いか。			
	• ISO と一緒で、TQC (統合的品質管理)、日本で発達した のに結局仕組みを輸出しなかったからうまくいかなかっ た。化審法など世界で最初に作ったのに、その仕組みを輸			

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
	出すればいいと思う(労働安全であれば厚労省とか)。「仕組み」を輸出するという発想で、ASEAN ならまだ影響力があると思うので、ものづくりのための仕組みの輸出に取り組んでほしい。 ・ アジア諸国の環境法規制は、できれば日本に近づけてほしい。 ・ 日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD)のようなものを足がかりにして、域内で規制対象を統一していく、あるいは GHS 分類を統一していくなど、そういう動きにつなげていってもらえるとビジネスがしやすい。 ASEAN 諸国も経済活動が活発化し、一つの経済圏として発展しやすいのではないかと思う。そのような相互利益でやれることを日本政府に期待したい。			
情報アクセス	 アジア諸国と日本が一緒に法規制を作り上げていく場合、日本側は Substance を扱うところなどとは情報をよく共有しているが、調剤を扱う側への情報共有が遅い。突然決定事項を出されても困るので、うまく情報交換できる手段や場などを設けてほしい。混合物を扱うステークホルダー(特に、機器に付属した付属品を取り扱う企業)にうまく情報を共有してほしい。 すでに NITE でも実施しているが、海外規制の情報をもっと公開してほしい。また、ASEAN 諸国への化学品の提供が増えてゆくので、海外法規情報は日本語だけでなく英文でも提供してほしい。 現地行政へのリンクよりも、条文の和訳のほうがありがたい。最新版でなくとも和訳があれば、概ね法令の趣旨をつかむことができる。 各国における化学物質管理制度(できれば EHS 全般)の情報提供とその窓口→法令の解釈に困ったときに、信頼できる問い合わせ先があると助かる。回答が3~4日後になってもいいので、しっかりと対応してくれる窓口があるといい。 アジア諸国のインベントリの検索ができてもリストの全体像が不明なことがある。化審法で言うところの青本のようなものがあると便利。AJCSD や NITE の CHRIP 等で、化学物質インベントリのリストがダウンロードできると助かる。 	A C	G J	K
言語	• 英語でアジア諸国の法令を出してもらえると有難いが、日本も整備されていないのが現状。政府が交渉する余地はあるのか?			K
日本の法体系・ 法令	• 安衛法(厚生労働省)に関して、構造式までウェブ上で開示されているものがある。特に単一物質などは新規公示物質などで良く出ている。結局それで公に出てしまうため、海外の品質の保護申請など、現地規制官はわかっている。「日本で作っているのであれば、安衛法で出ているはずだ」と調べる。だから、他の国で CBI をかけたいのに、日本の安衛法で公示されているからだめだと言われる。特	B C	Ι	

項目	ヒアリング結果	川上	川中	川下
	に韓国。そこまで調べられてしまう。この構造のものはこの用途だという情報であり、それこそノウハウに該当する部分なので、やめてほしい。			
	• 基本的に化審法は、化審法の審査シートになったものは国 の資産になってしまうため、結局は個人情報、会社名など は削ってくれるかもしれないが、日本企業としては、ある 機能材料とか、ノウハウが知的財産的なところで公表され るのは避けるべきだと思う。			
	・ 化審法には良い面と悪い面がうかがえる。良い面としては、合理的なリスク評価制度ができている点。全てのものを対象にデータを出して評価するわけではなく、段階的評価を導入していることで、初期の負担がわりと少なく済む。悪い面としては、化審法の場合、環境経由の影響しか見ていない点。そうなると毒劇法や製品関係の側面について欠落してしまう。それは事業者にとっては好都合な側面とそうではない側面があるが、複雑である。対してREACHの場合、ある程度の量を超えると全て登録というのは手間がかかり、さらに全て評価するとなると負担も大きい。事業者の負荷が大きい。事業者の負荷とある程度の化学物質の安全担保のバランスという点では化審法は比較的評価できるが、上手く一つの法律でまとめてほしいという要望はある。例えば、経産省で化審法をアジア諸国に拡げるというよりは、相手国全体を見て、化学物質管理制度というのを整備する中、化審法の考え方を勧めていくという方法のほうがやりやすいのではないかと思う。			
	・ 化審法に限らないが、現在、日本の法律は三省縦割りの部分があるが、事業者にとって法律は一つという状況がある。化審法だけ注力して勉強した人は安衛法や毒劇法の知識が不足しがち。本来なさねばならないところが総括的に見えない法体系というのは法令を遵守する側からするとよくない。一方、REACHのように労働者曝露も一部含めて一つの官庁、化学品庁を設けて運営を始め、法体系の考え方も事業者にリスク管理を行わせるという、考えられた法律もある。ただし、実際にそれが中小企業まで対応しきれるかというと難しいだろうというのが大方の見方。REACHが事業者に役割と責任を大きく任せているのに比べ、化審法では国の役割というのが明確に残っている気はする。ただし、全体的な把握ができない点がやはり難点。			
その他	今回の調査報告書は、有益なものであると思うので、公開するならばもっとアピールしてほしい。	D		